

重要

シルバー人材センター会員専用サービス

「 Smile to Smile」のご案内

フリーランス新法に対応するため、会員の皆様 Smile to Smile の登録をお願いします！

今年の11月に施行されるフリーランス新法に対応するため、会員の皆様には無料の会員専用サイト「Smile to Smile」のご利用をお願いします。

ご自宅のパソコンやスマートフォンから、会員専用サイト「Smile to Smile」へアクセスすると、センターからの「**就業情報（仕事の内容）**」「**配分金の明細**」がいつでも確認できます。

登録方法、利用方法につきましては、同封した書類をご覧ください。

※無料で利用できますが、インターネット接続の通信料などは必要となります。

フリーランス新法とは？

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（ここでは「フリーランス新法」という）はフリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。

具体的には、フリーランスの方と企業などの**発注事業者の間の取引を適正化、就業環境を整備することを目的**としています。

適用対象

発注事業者からフリーランスへの業務委託です。フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受託する人々を指します。例えば、カメラマン、ライター、デザイナーが該当します。

請負や、委任の仕事をしているシルバーの会員もフリーランスとなります。

なお、派遣で仕事をしている会員はフリーランスではありません。

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」



事業者

従業員を使用するもの



業務委託



フリーランス

従業員を使用しないもの

発注事業者の義務

書面による取引条件明示義務



事業者



条件明示



フリーランス

書面（紙・メールなど）

業務内容

報酬の額

支払期日

発注事業者はフリーランスに対して、契約条件を明示する義務が生じます。例えば、**業務の内容、報酬の額、支払期日、契約をした日などの条件を書面又は電子で通知**する必要があります。

その他にも「支払期日設定と期日内の支払い」「募集情報の的確表示」「ハラスメント対策の体制整備」などの義務があります。

契約条件は、会員専用サイト「smile to smile」にて明示します。

smile to smile に登録すると、業務仕様書をスマホ・パソコン・タブレットでいつでも簡単に確認できます。また、センターからのお知らせ、就業情報、配分金明細の確認もできます。

まだ登録していない皆さんはぜひ、同封した書類を参考にして登録を行ってください。

登録のしかたがわからない方は、センター事務局までお気軽にお問合せください。